

監査報告書

社会福祉法人 九十九会
理事長 荒木 直 躬 様

1 業務状況監査

監事 寺田一郎は、社会福祉法第40条第1項の「理事の業務状況を監査すること。」の規定に基づき、平成29年5月16日、社会福祉法人九十九会の2016年度の各事業にかかわる事業活動報告書について業務監査を行った。

この監査にあたって監事 寺田一郎は、適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の運営がなされているかについて関係書類の閲覧及び事業の報告を聴取する等、必要と思われる監査手続きの主要なものを実施した。

監査の結果、社会福祉法人九十九会の法人運営及び事業運営は、関係法令や通知等に準拠しているものと認められた。

よって、監事 寺田一郎は、事業活動報告書が社会福祉法人九十九会の2016年度の業務執行の状況を適正に表示しているものと認める。

なお、監査の詳細については以下のとおり。

監査内容と結果

- ①事業について、報告書を精読し質問をして、運営目標・事業計画に沿った運営に取り組んだ姿勢が見えた。その活動の中から、事業所の課題、さらに地域課題にまで視点が広がっていることがわかった。今後に期待したい。
- ②通所施設では、利用の安定的な確保に苦心しているので、利用者の確保のために関係職員でさらに議論と実践を積み上げることが必要である。
- ③課題解決に取り組む上では、まず職員の資質向上とモチベーションの持続、ストレスマネジメント等が不可欠となる。その視点から、各事業所が職員研修に積極的に取組もうとしている姿勢は、今後とも組織として大事にしてもらいたい。
- ④生活支援センターの施設整備は、喫緊の課題であると思料されるので、早急に検討を始めることが望まれる。

2 財産状況監査

監事 長谷川博一は、社会福祉法第40条第2項の「社会福祉法人の財産の状況を監査すること。」の規定に基づき、社会福祉法人九十九会の2016年度の各事業にかかわる貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書及び全体の財産目録等の決算書について、社会福祉法人九十九会から入手した資料に基づき監査を行った。

この監査にあたって、監事 長谷川博一は適正な会計処理が行われていること、適正に財産が保持されていることを確認すべく関係書類の閲覧及び関係者からの状況を聴取する等、必要と思われる監査手続きの主要なものを実施した。


監査の結果、社会福祉法人九十九会が採用する会計処理の方法及び手続きは、社会福祉法人会計基準に準拠していること、及び適正に財産が保持されていることを確認した。

よって、監事 長谷川博一は、決算書が社会福祉法人九十九会の2016年度の収支及び同事業年度末日現在の財産の状態を適正に表示しているものと認める。

2017年 5月16日

社会福祉法人九十九会

監事

寺田一郎 

監事

長谷川博一 